

議会運営委員会の概要

冒頭、島津委員長から、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなり、議会としても県民の声を反映する必要があることから、執行部から要請の経過や対策等について説明を求めるため本委員会を開催する旨の発言があった。

1 まん延防止等重点措置の適用について

- ・防災くらし安心部長から、資料「山形県まん延防止等重点措置の適用に伴う要請」等により、感染状況及びまん延防止等重点措置の適用に伴う要請について説明があった。続いて、総務部長から、資料「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について」により説明があった。

【発言概要、質疑等】

(柴田委員) 庄内地域一帯を重点措置区域とした理由は何か。

⇒(防災くらし安心部長) 庄内全域が一つの生活圏として密接に関係していることからである。

(柴田委員) 今後、重点措置区域を他地域にも広げることはあるのか。

⇒(防災くらし安心部長) 感染状況により対象地域の拡大はありうる。

(柴田委員) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、認証店と非認証店に対する支援の違いの考え方はどうか。

⇒(防災くらし安心部長) 政府の基本的対処方針の基準を参考とした。

(柴田委員) 重点措置区域に隣接する市町村にも産業振興の面で支援すべきと考えるがどうか。

⇒(産業労働部長) 本県では、酒類の提供を行う夜間営業の飲食店等に対して山形県飲食業等緊急支援給付金で支援しており、また、政府では業種を問わず対象とする事業復活支援金の受付が1月31日から開始することから、これらを県内事業者にPRしていきたい。

(柴田委員) 山形県飲食業等緊急支援給付金は年末の需要落ち込みに対する給付金であり支援の時期にずれがある。改めて県独自の対策を考えてほしい。

⇒(産業労働部長) まん延防止等重点措置が始まったばかりであることから、現場を確認しながら検討していきたい。

(森田委員) 観光業界などはキャンセルにより大変な状況である。飲食業以外に対する支援の考えはどうか。

⇒(観光文化スポーツ部長) 昨日、観光物産協会から要望を受け、厳しい状況を伺った。県としてどのようなことができるか検討したい。

(森田委員) 10代や20代、高齢者の感染者が増加しているなど年代の違いが生じている中で、地域別による感染対策だけでよいのか。

⇒(防災くらし安心部長) 学校や保育所等のクラスターが増えており、これに伴い10代や20代の感染者が増加している。このため、県立学校の取組みを参考に小中学校で同様の取組みを依頼する文書を県教育委員会から市町村教育委員会に通知したところである。また、幼稚園や保育所に対しては感染防止対策の一層の徹底を依頼する

文書を発出したところである。

(田澤委員) 抗原検査キットが買えない状況と聞くが、その対応はどうか。

⇒(健康福祉部長) 薬局に無料検査を協力してもらっているが、薬局からそうした話は来ておらず、本県はまだその状況にはない。しかし、全国的には品薄で政府は業者に増産の要請をしたところであり、県としても供給が止まらないよう機会を捉えて政府に確保を求めていく。

(榎津委員) 濃厚接触者がPCR検査・抗原検査をしようとしたところ3日待ちと言われたそうである。実態を調査して要因を把握してほしい。

⇒(健康福祉部長) 検査方法についてきちんと説明したうえで初めて正確な検査が可能となることから、1日の対応能力には限界があり、検査ニーズが急に増加した場合は、その日に対応できないということはある。現状を把握しながら進めていきたい。

(鈴木委員) この度の感染拡大の要因をどう捉えているのか。

⇒(健康福祉部長) この度の急激な感染拡大は、若い年代や家庭内で感染が広がり、その後、家庭内の小さな子供に感染し、そして、この子供が通う保育園や幼稚園、学校で感染が広がり、こうしたことが繰り返されたと分析している。

(鈴木委員) 飲食店中心のまん延防止等重点措置の適用が適切なのかという意見もあるがどうか。

⇒(防災くらし安心部長) 飲食店の時短要請は人流抑制の観点から意味があると考えている。学校等のクラスター対策等については、教育委員会や子育て応援部と連携しながら対応していきたい。

(榎津委員) 保健所業務が厳しい状況であるが、サポート体制はどうか。

⇒(健康福祉部長) 事務は総合支庁の事務職員に応援してもらっている。保健師業務等については、保健所間の調整では間に合わなくなっていることから、市町村や県職員OB、保健医療大学、県庁の保健師や看護師に応援してもらい何とか対応しているところである。

(木村委員) 山形市と庄内地域で感染が拡大した理由は何か。

⇒(健康福祉部長) 庄内地域は本県より先に感染が拡大した新潟県との交流が盛んであること、山形市は首都圏との往来が原因と考えている。

(澁間委員) 今回の対策は、本県独自の緊急事態宣言時の対策と同様に見えるが、オミクロン株の特性を考慮してどのような対策になっているのか。

⇒(防災くらし安心部長) オミクロン株の感染拡大のスピードが速いことから、できるだけ早い対応・強い対応が必要との観点から、まん延防止等重点措置という強い措置を適用した。

(澁間委員) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、店舗の営業時間により、認証店より非認証店の給付額が多くなるケースもあるが、これをどう認識し、どう対応していくのか。

⇒(防災くらし安心部長) 営業時間については、政府の基本的対処方針を参考として定めたものであるが、対応について検討していきたい。

(澁間委員) 重点措置区域以外の飲食店も大きな影響を受けている。県内全域で対策を考えてほしい。

⇒(防災くらし安心部長) 県内全域を重点措置区域とすることを政府と相談したが、感染拡大地域のみ対象とすることとなった。

(澁間委員) やまがた冬割キャンペーンの停止による財源などを活用した県独自の経済対策

を講じてはどうか。

⇒（総務部長）やまがた冬割キャンペーンについては、重点措置区域は停止するが、既にある程度執行されている。財源の他事業への活用や重点措置区域の周辺地域への対応については状況を見ながら判断していきたい。

2 閉会中の委員会の開催について

- ・島津委員長から、まん延防止等重点措置の適用に伴う対応に関して、総務及び商工労働観光の常任委員長より委員会の開催について申し入れがあったことから、来週2月4日（金）10時に委員会を開催したい旨の発言があり、了承された。

3 その他

- ・なし

4 次回議運開催日時

2月15日（火） 午前10時

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年1月27日（木）

午 後 3 時

1 まん延防止等重点措置の適用について

2 閉会中の委員会の開催について

3 その他

4 次回議運開催日時

2月15日（火） 午前10時

新型コロナウイルス感染症に係る本県の各種指標の推移

	レベル0 (12/17~)							レベル1 (1/7~)											レベル2 (1/19~)							注意・警戒レベル					
	12/29 (水)	12/30 (木)	12/31 (金)	1/1 (土)	1/2 (日)	1/3 (月)	1/4 (火)	1/5 (水)	1/6 (木)	1/7 (金)	1/8 (土)	1/9 (日)	1/10 (月)	1/11 (火)	1/12 (水)	1/13 (木)	1/14 (金)	1/15 (土)	1/16 (日)	1/17 (月)	1/18 (火)	1/19 (水)	1/20 (木)	1/21 (金)	1/22 (土)	1/23 (日)	1/24 (月)	1/25 (火)	1/26 (水)	レベル1	レベル2
① 病床使用率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.8%	0.8%	3.0%	5.5%	5.5%	8.4%	12.2%	12.7%	16.9%	19.0%	20.3%	25.7%	33.8%	36.3%	36.3%	32.1%	28.3%	25.7%	24.5%	26.2%	27.0%	28.3%	27.0%	33.8%	5%超 20%以下	20%超 50%以下
② 重症病床使用率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	20%超 50%以下
③ 1週間の新規陽性者数 (人口10万人あたり)	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.19	0.19	1.39	1.58	1.86	2.78	3.25	4.17	5.10	7.70	11.22	14.01	16.70	18.65	21.24	23.28	25.51	26.99	30.80	35.06	38.22	46.01	57.24	65.03	1人以上 15人未満	15人以上
④ 1週間の新規陽性者数 (累計)	1	1	1	1	1	2	2	15	17	20	30	35	45	55	83	121	151	180	201	229	251	275	291	332	378	412	496	617	701	11人以上	162人以上

《参考指標》

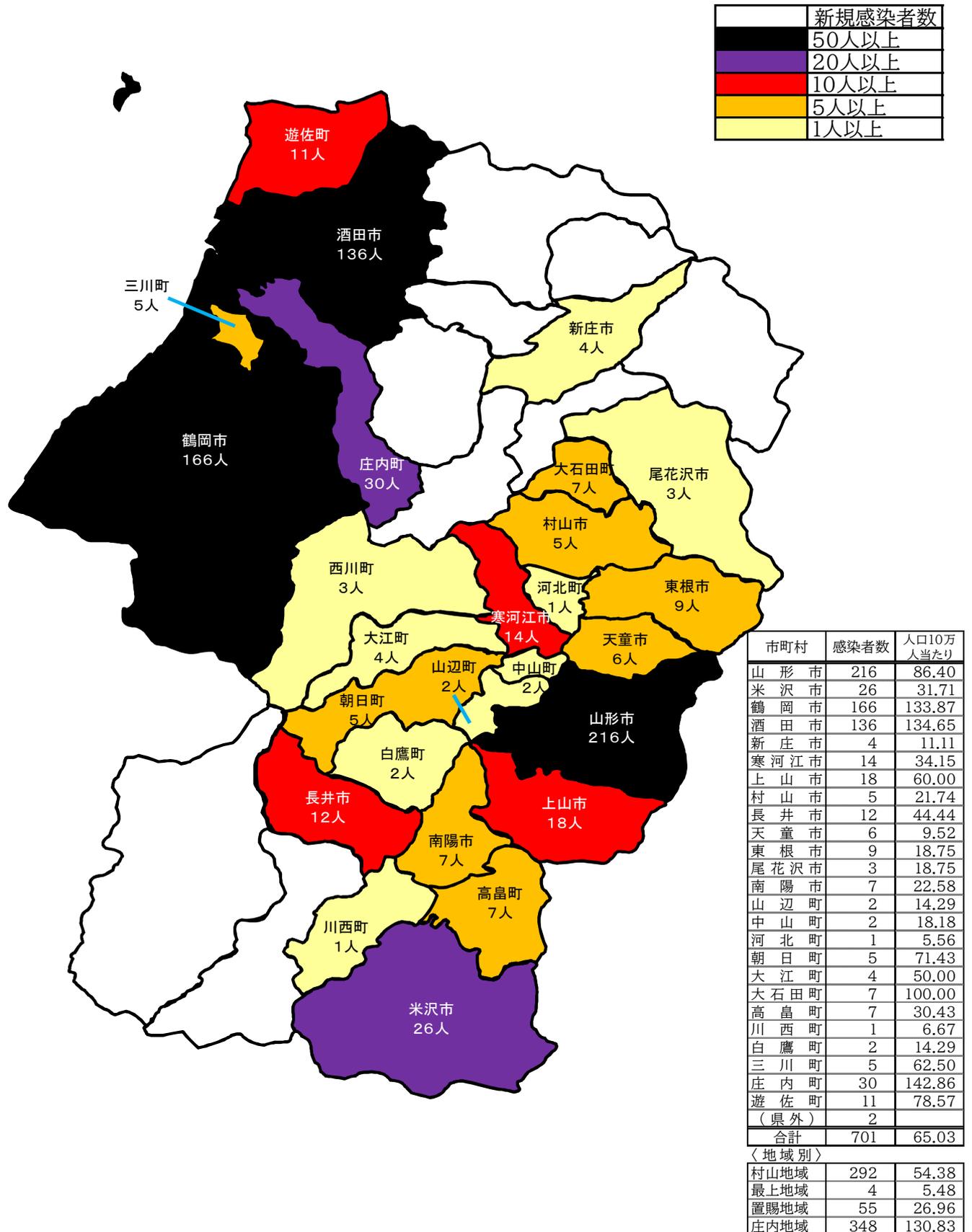
⑤ 直近1週間と 先週1週間の比較	0.50	0.50	1.00	1.00	1.00	2.00	2.00	15.00	17.00	20.00	30.00	35.00	22.50	27.50	5.53	7.12	7.55	6.00	5.74	5.09	4.56	3.31	2.40	2.20	2.10	2.05	2.17	2.46	2.55
⑥ PCR陽性率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	3.1%	3.6%	4.2%	6.3%	7.3%	3.3%	4.0%	6.0%	8.8%	10.9%	13.0%	14.6%	9.7%	10.6%	11.6%	12.3%	14.0%	15.9%	17.4%	18.2%	22.7%	25.7%
⑦ 感染経路不明割合 (1週間あたり)	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	3.6%	3.6%	2.5%	5.3%	5.0%	5.5%	6.6%	8.0%	8.7%	10.7%	11.7%	14.0%	18.9%	22.8%	21.9%	#VALUE!
⑧ 療養者数 (人口10万人あたり)	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.19	0.19	1.48	1.67	1.95	2.78	3.25	4.27	5.19	9.09	12.62	15.21	18.18	20.50	23.65	24.95	29.78	33.02	37.20	41.47	45.18	56.12	65.96	77.74
⑨ 入院率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	43.8%	72.2%	61.9%	66.7%	82.9%	65.2%	71.4%	45.9%	35.3%	37.2%	40.8%	38.9%	33.7%	28.3%	20.9%	17.1%	14.5%	13.9%	13.1%	11.1%	9.0%	9.5%

《感染状況等》

⑩ 入院患者数	1	1	1	1	1	2	2	7	13	13	20	29	30	40	45	48	61	80	86	86	76	67	61	58	62	64	67	64	80
うち確保病床以外の 入院患者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち重症入院患者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち60歳以上入院患 者数	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	6	7	7	8	9	12	11	9	9	10	10	9	9	11	12	12	12	13	14
⑪ 新規陽性者数	1	0	0	0	0	1	0	14	2	3	10	5	11	10	42	40	33	39	26	39	32	66	56	74	85	60	123	153	150
⑫ 感染経路不明者数 (1週間あたり)	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	3	3	8	9	11	15	20	24	31	39	53	78	113	135	調査中
⑬ 療養者数	1	1	1	1	1	2	2	16	18	21	30	35	46	56	98	136	164	196	221	255	269	321	356	401	447	487	605	711	838
⑭ 1週間の検査件数	861	861	861	861	477	477	477	477	477	477	477	477	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,373	2,723	2,723	2,723

※ ⑭ 1週間の検査件数は、直近1週間の合計の件数（毎週月曜日集計）

居住地市町村別の新規感染者数〈1/20～1/26公表〉



山形県

まん延防止等重点措置の 適用に伴う要請

令和4年1月25日

■ 重点措置区域

- ・ 山形市
- ・ 庄内地域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）

■ 実施期間

令和4年1月27日(木)から
令和4年2月20日(日)まで

県民の皆様へのお願い

	重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第2項、第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出は控えてください。 ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。 ○営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店の利用は控えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重点措置区域への不要不急の移動は控えてください。
県外との往来	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の往来は控えてください。 ※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください ※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。
	<ul style="list-style-type: none"> ○移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。 	

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

県民の皆様へのお願い

	重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
会食	<ul style="list-style-type: none"> ○1テーブル4人以下、2時間以内で感染防止対策を徹底して行ってください。 ※結婚式など冠婚葬祭も含む 	<ul style="list-style-type: none"> ○なるべく1テーブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。 ※結婚式など冠婚葬祭を含む
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチンの効果は、時間が経過すると低下してきますので、ワクチン接種後も、マスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。 ○無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。 	

学校等へのお願い

<p>県立学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動について <ul style="list-style-type: none"> ・自校内の活動とし、マスクを着用しても活動できる負荷の内容に限定 ・他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止（全国大会等の出場を除く） ・重点措置区域の学校は、平日は週4日90分以内の活動とし、土日祝日は活動停止 ・活動前後のマスク着用等の感染防止対策の指導徹底 ○校外学習等は、実施の可否を慎重に検討し、重点措置区域の学校では他市町村への移動を自粛、その他区域の学校では重点措置区域への移動を自粛 ○受験等で県外に移動する場合、無料PCR等検査の活用を推奨
<p>幼稚園、保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策の徹底・強化を要請 ○事業継続により社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所を要請

事業者の皆様へのお願い

	<p>重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)</p>	<p>重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)</p>
<p>感染防止対策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。 ○就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。 ○テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。 ○ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。 ○体調が優れない方や、子どもの養育等が必要な方が気兼ねなく休める環境を整備してください。 ○従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。 	

飲食店等の皆様へのお願い

重点措置区域 (山形市、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

期間 1月27日(木)から2月20日(日)まで

対象 ①飲食店 (宅配・テイクアウトサービスは除く)
②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等
⇒①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

1 営業時間の短縮要請
[認証施設]
営業時間を午前5時から午後9時までとしてください。(酒類の提供は可) 協力金:4~11万円/日
[非認証施設]
営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。(利用者の持込を含む。) 協力金:3~10万円/日
※大企業の場合:1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円)
※中小企業もこの計算方法を選択可

2 利用者の人数制限 (対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし)
1テーブル4人以内にとしてください。

イベント主催者等の皆様へのお願い

(県内全域共通) (特措法第24条第9項)

次の人数上限に沿ったイベントの開催をお願いします。

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、2万人まで	収容定員の半分まで (上限5,000人)
5,000人超 ~ 1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで	
5,000人以下	収容定員まで	

※ 「大声」: 観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること

※ 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

※ 1月28日までを周知期間とし、1月28日までに販売されたチケットに限り、上記要件を適用せず、キャンセルは不要

大規模集客施設（1,000㎡超）へのお願い （重点措置区域）（特措法第31条の6第1項）

期間	1月27日(木)から2月20日(日)まで
対象施設	次の施設のうち、床面積1,000㎡を超える施設 <ul style="list-style-type: none">・劇場等：劇場、観覧場、映画館等・集会場等：集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館等・ホテル等：ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設及び遊技場：体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等・博物館等：博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等・遊技場：マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等・遊興施設：漫画喫茶、個室ビデオ店等・物品販売業を営む店舗：大規模小売店、ショッピングセンター等・サービス業を営む店舗：スーパー銭湯、ネイルサロン等
要請内容	次の感染防止対策の徹底をお願いします。 <ul style="list-style-type: none">・入場をする者の整理等・入場をする者に対するマスクの着用の周知・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）

その他

県有施設	○重点措置区域の県有施設の開館時間の短縮や休館等を実施
やまがた冬割 キャンペーン	○山形県民は、重点措置区域の県民及び重点措置区域の宿泊割引のみ停止 ○隣県の県民割については、県内での宿泊割引を停止 ○いずれも1月27日以降予約停止、2月2日以降割引停止

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

1 協力金の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対し、売上高に応じた協力金を交付する。

まん延防止等重点措置は対象区域を山形市及び庄内地域全域とし、1月27日（木）から2月20日（日）までの25日間。

2 給付額

【認証店】

午前5時から午後9時までの時短要請・酒類提供可

協力金：4～11万円／日（非認証店の国基準額+1万円）

【非認証店】

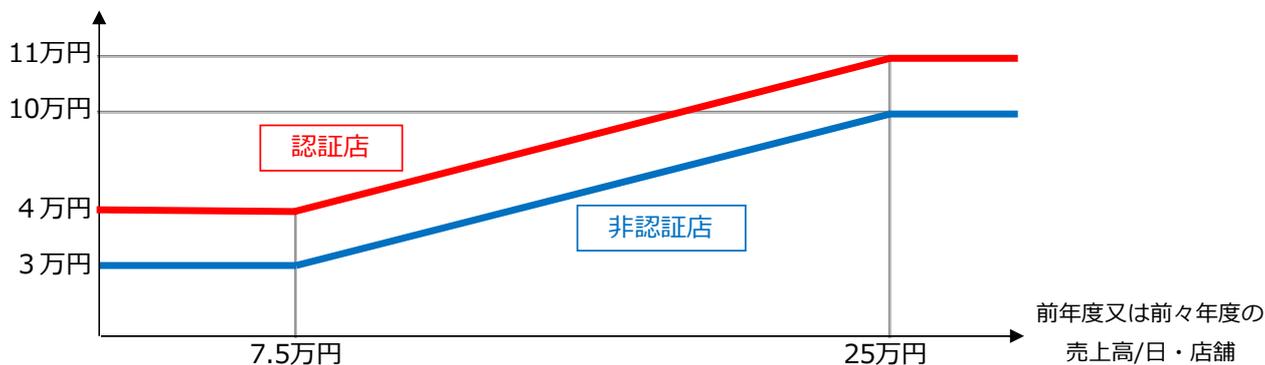
午前5時から午後8時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円／日（国基準額と同額）

（支援のイメージ）

中小企業の場合

協力金/日・店舗



大企業の場合：1日あたりの売上減少額の40%（上限20万円）

※ 中小企業もこの計算方法を選択可

3 予算対応

2月補正予算において、所要額を計上予定

閉会中の委員会の開催について（案）

1 委員会名

総務常任委員会

商工労働観光常任委員会

2 開催日時

令和4年2月4日（金） 午前10時

3 場 所

第1委員会室（総務常任委員会）

第2委員会室（商工労働観光常任委員会）

4 開催趣旨

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について

5 執行部出席要求者

関係部局長等